

執筆者：

E-mail✉ [河合 優子](#)E-mail✉ [小松 詩織](#)

2023年2月27日、韓国の個人情報保護法(PIPA)の改正が成立した。今回の改正項目は多岐にわたり、2011年にPIPAが制定されて以来の大幅な改正となる。PIPAの適用を受ける日本企業には大きな影響があり得るため、本稿では、多くの改正項目のうち、特に実務に重要な影響を与えると考えられる①個人情報の処理要件の緩和、②個人情報の国外移転に関する規律の変更、③映像情報処理機器規定の整備、④データ主体の権利の拡大について、概要と今後の見通しを速報的に説明する。

なお、今般のPIPAの改正には、上記のほか、オンライン・オフライン規制の一元化、個人情報紛争調整制度の実質化、課徴金・罰則規定の整備等が含まれる。

1. PIPAの概要

PIPAは、韓国の個人情報の保護に関する包括的な法令として、2011年9月30日に施行された。PIPAの適用対象となる「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、以下のいずれかに該当する情報をいう(PIPA2条1号)。

(i) 氏名、住民登録番号及び映像等により個人を識別することができる情報

(ii) 当該情報のみでは特定の個人を識別することができないとしても、他の情報と容易に結合して識別することができる情報¹

(iii) 上記(i)、(ii)を仮名処理することにより、本来の状態に復元するための追加情報の使用・結合なしには、特定の個人を識別することができない情報(仮名加工情報)

また、PIPAの適用対象となる「データ主体」とは、処理される情報により識別することができる者であつて、その情報の主体となる者をいう(PIPA2条3号)。データ主体について、その所在場所や国籍で限定する明文規定はない。

PIPAは、域外適用について明示的な規定を設けていないが、当局の解釈により、韓国国内利用者の個人情報を処理する海外事業者への域外適用が認められている。域外適用の有無は、サービス運営の言語が韓国語であるか、韓国国内のデータ主体をサービスの利用対象者としているか、韓国国内に事業届出を行っているか等、複数の要素を総合的に考慮して判断されることになる。

2. 主要な改正事項の概要

(1) 個人情報の処理要件の緩和

現行のPIPAでは、データ主体の同意を得ずに個人情報を収集・利用できる場合として、当該データ主体との契約を締結・履行するためにやむを得ず必要がある場合があるが、改正PIPAの下では、「やむを得ず必要」という限定が廃止されるため、個人情報の処理に関する要件が緩和されることになる。

また、同じくデータ主体の同意を得ずに個人情報を利用できる場合として、現行PIPAでは、データ主体又は第三者の生命、身体又は経済的利益を保護するために明確かつ緊急の必要があり、本人又はその法定代理人が意思表示をすることができない又は住所が不明であるために当該同意を得ることができない場合があるが、改正PIPAの下では、「本人又はその法定代理人が意思表示をすることができない又は住所が不明であるために当該同意を得ることができない」という限定が廃止される。同意取得の困難性の有無を問わず、個人の生命等を保護するために明確かつ緊急の必要があれば、同意なく個人情報を利用することが許

¹ この場合、容易に結合できるか否かは、他の情報の入手可能性等、個人の識別に要する時間、費用、技術等を合理的に考慮して判断される。

容される。

さらに、改正 PIPA では、データ主体の同意を得ずに個人情報を収集・利用できる場合として、公共安全と福祉の確保のために緊急の必要がある場合が追加される。感染症の蔓延防止等、公衆衛生の観点からの配慮がなされたものと考えられる。

(2) 個人情報の国外移転に関する規律 — 要件の拡大・中止命令権

今般の改正で、現行法における厳格な国外移転要件に対する例外の範囲が拡大される。現行の PIPA でも、詳細な情報提供のうえデータ主体の同意があれば、データ管理者は個人情報を国外に移転することができるが、改正後の PIPA では、以下の場合にはデータ主体の同意を得ることなく、国外移転ができることとなる。

- (i)法律、条約、国際協定に個人情報の国外移転に関する特別な規定がある場合
- (ii)データ主体との契約の締結又は履行のために個人情報の処理委託・保管が必要な場合であって、国外移転に関する詳細な情報(移転先の国、移転先事業者、国外移転を拒否する方法等)が個人情報処理方針に開示されている等の場合
- (iii)個人情報の移転を受ける者が、個人情報保護委員会(PIPC)が指定する個人情報保護認証等を受け、一定の安全管理措置を講じている場合
- (iv)データ主体の権利や被害救済手続等を含む、個人情報保護の水準が、PIPA に基づく保護水準と実質的に同等の水準であると PIPC が認めた国への移転の場合

また、改正 PIPA の下では、PIPC は個人情報の国外移転の中止を命令する権限を有する。具体的には、国外移転先又はその所在国が、(i)PIPA の特定の要件に準拠していない、又は(ii)PIPA の保護水準に照らしてデータ主体に危害が及ぶと思われるほど不十分な個人情報保護基準を有する場合はこれに該当する。

(3) 映像情報処理機器規定の整備 — 移動型映像情報処理機器概念の導入

今般の改正で、ドローンや走行車両に搭載されるカメラ等、移動型映像情報処理機器に関する規律が整備される。当該機器による個人情報の収集は、データ主体の同意がある場合等のほか、撮影中である旨の適切な告知を行っている状況でデータ主体が拒否の意思を示さず、かつ、当該撮影がデータ主体の権利を不公正に侵害するものでなく合理的な限度にとどまる場合にも許容されることになるが、その詳細は明らかでないため、PIPA の施行令(PIPA-ED)の改正等を待ちつつ、検討を進める必要がある。

(4) データ主体の権利の拡大

今般の改正により、データ主体の権利として、個人情報転送要求権(データポータビリティ権)や、自動化された決定に対する説明要求権・拒否権が新設される。もともと、これらの施行は 2024 年以降であるとされている。

3. 今後の見通し

今般の改正項目の多くは、2023 年 9 月に施行される予定である。上述のとおり、データポータビリティ権や自動化された決定に対する説明要求権・拒否権は 2024 年以降に施行される予定である。

多くの改正項目について、PIPA-ED の改正による明確化・具体化のほか、PIPC を中心とする規制当局による解釈指針が待たれる状況にある。改正 PIPA-ED は改正 PIPA の施行の数ヶ月前に発表されることが見込まれる。PIPA を遵守する必要のある企業においては、引き続き PIPA-ED の改正状況等を注視する必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 